

徳島県告示第二百六十八号

平成三十年四月二十二日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三条の二第一項第一号の規定により令和四年四月二十一日限り消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

加入区名

牟岐東加入区 椿泊加入区 小松島加入区